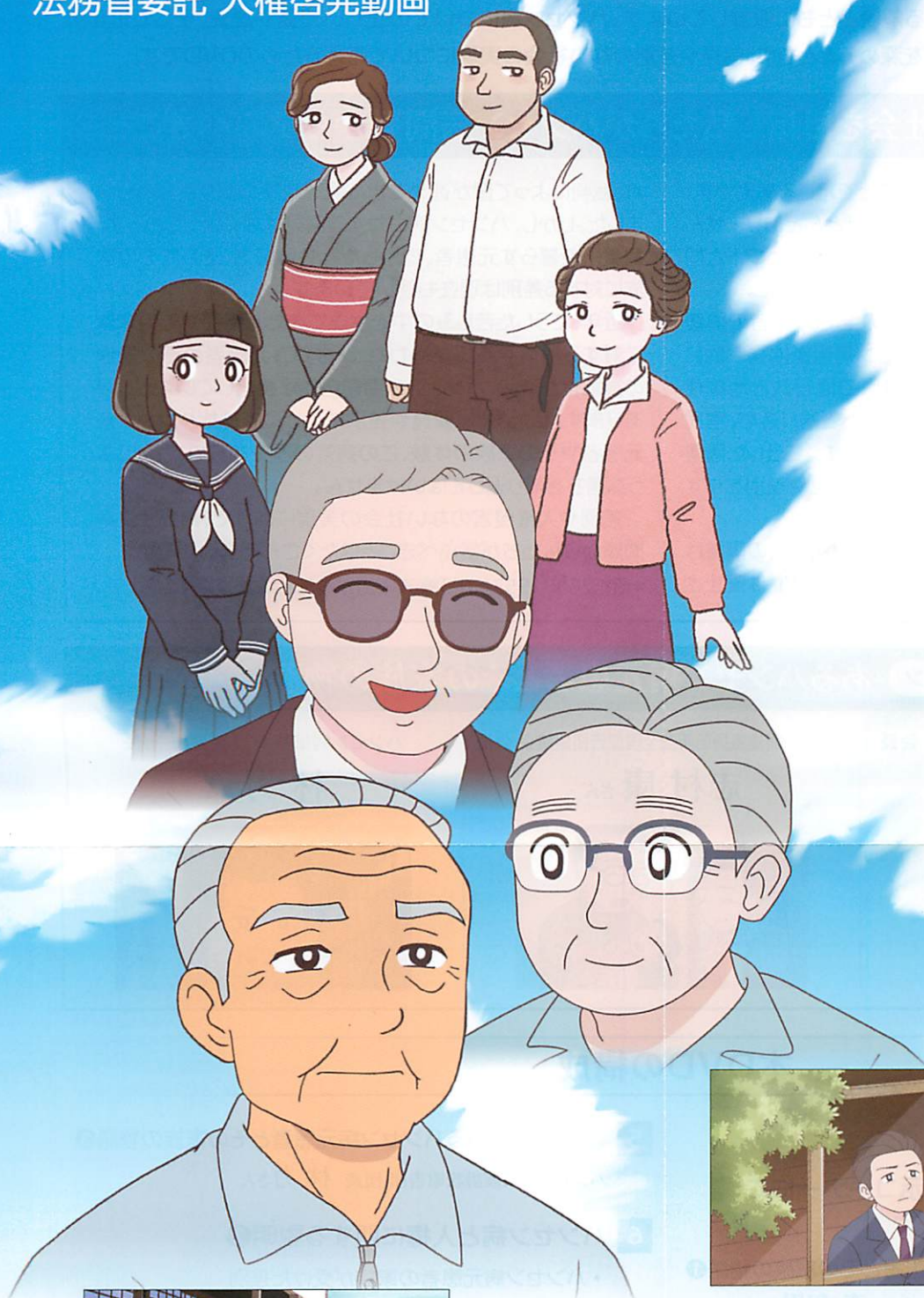


令和2年度

法務省委託 人権啓発動画

ハンセン病問題を 知る

～元患者と家族の思い～



企画 法務省人権擁護局
公益財団法人人権教育啓発推進センター

制作 毎日映画社

DVD (34分40秒)

日本語字幕つき

副音声入り

「活用の手引き」つき

隔離政策によって偏見や差別に苦しみながら生きてきた、ハンセン病元患者やその家族のエピソードをアニメーション化し、国立ハンセン病資料館学芸員による解説とともに収録しています。ハンセン病についての正しい知識や歴史、そして近年の動向など、ハンセン病に関する理解を深めるとともに、偏見や差別のない社会の実現について考えるためのDVDです。

偏見や差別のない社会を目指し私たちがハンセン病問題から学ぶべきこと

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代では感染することも発病することもほとんどありませんが、19世紀後半は、多くの死者を出したコレラやペストと同じように恐ろしい伝染病であると考えられていました。

昭和6年(1931年)に、ハンセン病の全ての患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立。ハンセン病患者は強制的に療養所へと収容されました。また、各県では行政と地域住民が率先して患者を見つけ出し、療養所へと送り込む、官民一体となった「無らい県運動」が行われました。こうした隔離政策は、ハンセン病患者やその家族への偏見や差別をますます強いものにしていきました。

有効な治療薬が開発された後もハンセン病患者の隔離は続きましたが、平成8年(1996年)に「らい予防法」*は廃止さ

れ、裁判によって国が進めてきた隔離政策の誤りが認められました。しかし、ハンセン病に対する偏見はなくなっておらず、療養所で暮らす元患者、退所した社会復帰者、そしてその家族に対する差別は現在も続いています。

近年、こうした苦しみの中を生きてきた元患者やその家族に対する補償や支援が行われる一方で、元患者やその家族の高齢化が進み、ハンセン病問題自体が風化していく恐れがあります。私たちは、偏見や差別に苦しんできたハンセン病元患者やその家族の体験、この病気の歴史を忘れず、同じような過ちを繰り返してはいけません。

差別や人権侵害のない社会の実現に向けて、ハンセン病問題から私たちが学ぶべきことはたくさんあるはずです。

*昭和28年(1953年)に「癩予防法」が改正されこの名称となった

アニメーション あるハンセン病元患者とその家族の物語

全国ハンセン病療養所入所者協議会 会長

森 和男 さん



ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会 会長

志村 康 さん



ハンセン病家族訴訟原告団 団長

林 力 さん



本DVDの構成

- 1 プロローグ
- 2 国立ハンセン病資料館 展示コーナーにて
 - ・ハンセン病とはどのような病気か
- 3 アニメーション あるハンセン病元患者とその家族の物語①
全国ハンセン病療養所入所者協議会 会長 森 和男さん
アニメーション あるハンセン病元患者とその家族の物語②
ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会 会長 志村 康さん
- 4 ハンセン病と人権に関する説明①
 - ・ハンセン病と日本における歴史的経緯
- 5 アニメーション あるハンセン病元患者とその家族の物語③
ハンセン病家族訴訟原告団 団長 林 力さん
- 6 ハンセン病と人権に関する説明②
 - ・ハンセン病元患者の家族が受けた差別
 - ・ハンセン病家族国賠訴訟の背景・概要
- 7 林力さんからのメッセージ
- 8 エピローグ

●このビデオに関するお問い合わせ先

公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL.03-5777-1802(代表) FAX.03-5777-1803
ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp>

●このビデオの貸し出し、その他人権啓発資料等については

人権ライブラリー ※人権教育啓発推進センター併設

TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954
ウェブサイト <http://www.jinken-library.jp>

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です

法務省チャンネル 検索 <https://www.youtube.com/MOJchannel>

人権チャンネル 検索 <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

企画 法務省人権擁護局

公益財団法人人権教育啓発推進センター

制作 毎日映画社